

島本町R P A導入業務 仕様書

1 調達件名

島本町R P A導入業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本町では、業務のシステム化等による効率化に取り組んでいるが、システムへの入力作業など、定型的な作業がいまだに多く存在しており、職員の負担となり長時間労働の要因の一つにもなっている。また、職員のワークライフバランスの実現や将来的な人口減少に伴う職員数の減少が想定される中で、事務業務の生産性を高めることは、ますます重大な課題となっている。

これらの課題に対して、R P Aを利活用することにより、定型作業の負担軽減と効率化を図り、もって住民サービスのさらなる向上を図ることを目的とする。

3 事業概要

(1) ライセンスの提供

L G W A Nに接続する職員端末（以下「L G W A N端末」という。）にて利用できるR P Aを提供すること。数量は、2ライセンス（内、1ライセンスはシナリオ実行機能のみで可）とする。

(2) 研修の実施

システムを利用する職員に対し、操作や機能の説明会を実施すること。

なお、参加職員数は20名程度を想定しているが、研修時間や開催形式等については、本町と協議の上決定することとする。

(3) 運用サポート

導入するR P Aの操作方法等が記載されたマニュアルを提供すること。また、R P Aの操作方法、シナリオ作成、障害対応等に係る本町からの問い合わせに対応し、本業務の円滑な実施に必要なサポートを行うこととする。電話による対応時間については、「島本町の休日を定める条例」に基づく休日を除く月曜日から金曜日（9時00分から17時00分まで）とする。

4 調達要件

(1) 利用端末環境

以下に示す環境で支障なくシステム利用できること。また、最新のO Sやブラウザ等にも適宜対応すること。

O S	Windows 10 Pro 又は Windows 11 Pro
C P U	Intel Core i3-8130U ～ Intel Core i5-1235U
メモリ	4 G B以上

ブラウザ	Microsoft Edge 又は Google Chrome
------	---------------------------------

- (2) 別紙「島本町RPA導入業務機能要件確認書」のうち、必須としている要件に対応できる又は代替措置により対応が可能であること。対応不可能な場合、代替措置が示されていない場合、示された代替措置で代替できていないと判断した場合は、失格とする。
- (3) ライセンス認証に係る形態はフローティングライセンスとし、インターネットへの接続をせずにライセンス認証ができること。また、ユーザーやパソコンに限らず、L G W A N 端末であれば、職員が誰でも利用できること。
- (4) 原則24時間365日利用できること。ただし、システムメンテナンスを実施するためにシステムを停止が必要な場合は、停止の10日前までに発注者に連絡すること。なお、緊急時を除き本町の就業時間内の停止は行わないものとする。

5 成果物

本業務完了後、速やかに以下の書類をデータ及び書面で島本町役場総合政策部行革デジタル推進課に提出すること。

- (1) R P A 操作マニュアル
- (2) 研修資料
- (3) 完了届
- (4) 納品書
- (5) その他、必要書類

6 その他

- (1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。
- (2) 受注者の責に帰すべき理由により、本町又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本町と受注者が協議を行い、その解決を図るものとする。